生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一

項

(中国残留邦人等の円滑な帰

○宮城県告示第六十八号

告

示

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法

指定介護機関として次のとおり指定した。

令和六年二月十三日

#### 次

#### 目

○生活保護法による指定介護機関の指定 告 示

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

水産林政総務課

(都市計画課)

兀

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室)

Ŧī.

○県営土地改良事業の換地処分

城

宮

公 告

○都市計画変更案の縦覧 (二件)

三件

○家畜伝染病の発生

(家畜防疫対策室) (障害福祉課)

 $\equiv$ 

農村整備課)  $\equiv$ 

 $\equiv$ 

同

(社会福祉課)

発 行 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火, 金曜日発行)

介護予防居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井

令和五年十一月三十日	介護予防支援 特定介護予防福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 福祉用具貸与	株式会社ジェー・シー・ア	黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	事業所 株式会社ジェー・シー・アイ北部
廃 止年月日	介護サービスの種類	開設者の名称	事業所の所在地	事業所の名称
		浩	宮城県知事 村 井 嘉	
				令和六年二月十三日
			次のとおり廃止した旨届出があった。	定した介護機関から、次のとおり廃止
		足により指	項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指	律第三十号)第十四条第四項の規定に
		(平成六年法	した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(豆	国の促進並びに永住帰国した中国残留
		の円滑な帰	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰	生活保護法(昭和二十五年法律第百
				○宮城県告示第六十九号
令和六年一月十日	柴田郡柴田町西船迫一-八-六四	川口啓一	柴田郡柴田町西船迫一-八-六四	川口歯科医院
指定年月日	申請者の所在地	申請者の名称	事業所の所在地	事業所の名称

#### ○宮城県告示第七十号

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧	新	旧	
グループホームゆうゆう・多賀城		多賀城 デイサービスセンター健康倶楽部	事業所の名称
多賀城市高崎三丁目二九番一号		多賀城市高崎三丁目二九番一号	事業所の所在地
社(しきニアケア株式会)		社〇リシニアケア株式会	開設者の名称
フ神田錦町ビル七階    フ神田錦町ビル七階	東京都中央区日本橋三丁日東京都中央区日本橋三丁日	東京都千代田区神田錦町三丁目二三 メットラ東京都千代田区神田錦町三丁目二三 メットラ	開設者の所在地
令和六年一月六日		令和六年一月六日	変更年月日

患畜 二頭

 $\equiv$ 

患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

畜種

ヨーネ病

牛 (黒毛和種)

四

発生の場所又は区域

(3)

令和六年一月三十一日

Ŧī.

発生年月日

登米市

) 宮成長	新	旧	新	
) 宫城县与下籍七十二号		業所健康倶楽部多賀城居宅介護支援事		
		高崎二〇一号 多賀城市高崎二丁目一番四一号 シェリーパーク		
一、「患畜の収及い		YOUシニアケア株式会		
	デング四階 東京都中央区日本橋三丁目一二番二号 朝日ビル	フ神田錦町ビル七階 東京都千代田区神田錦町三丁目二三 メットライ 令和	デング四階 東京都中央区日本橋三丁目一二番二号 朝日ビル	
		和六年一月六日		

## ○宮城県告示第七十一号

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。 四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

令和六年二月十三日

報

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業
来所番号
所在地事業所の名称及び
福祉サービスの種類廃止する指定障害
設置者名
廃止年月日

令和六年二月十三日

家畜伝染病の種類

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

村 井 嘉

浩

# ○宮城県告示第七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家

宮城県知事

法令殺

# ○宮城県告示第七十三号

事業の換地処分を次のとおり行った。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

令和六年二月十三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

処分を行った地区の名称

千刈江地区

処分の年月日

令和六年二月二日

# ○宮城県告示第七十四号

する要件に適合するものと認める。 業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定 において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

和入区の 区 域 同意成立の 発起人の住所及び氏名 養殖業の 下道十八年宮 令和六年一月 本吉郡南三陸町戸倉字 法施行令 大子三加 城県告示第三 二十六日 下道十 下道十 本吉郡南三陸町戸倉字 一次 大区の域県漁業税 大区の法党 大田
大区の 区 域 同意成立の 発起人の住所及び氏名 養殖業 下成十九年宮 令和六年一月 本吉郡南三陸町戸倉字 漁業災害補償法 エ十六日 下道十 上 一 本吉郡南三陸町戸倉字 漁業災害補償法 大田
区 域 同意成立の 発起人の住所及び氏名 養殖業 日本
旧出年月日 発起人の住所及び氏名 養殖業 和六年一月 本吉郡南三陸町戸倉字 漁業災 木吉郡南三陸町戸倉字 急等第二 大田田 吉郎 マる四 をの四
起人の住所及び氏名 養殖業 道十
養るの号第三施業   殖 殖ほ四 <sup>)</sup> 二十行災   業
またに第日九ヤ吉 の て規十九年(補 種 貝定八十政昭償 類
養殖 養殖 業 者 数 三 人

# 区下の引 域で 大田の 大田の の 大田の

## ○宮城県告示第七十五号

する要件に適合するものと認める 業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、 において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。 以下 「法」という。) 第百二十五条の六第三項 法第百二十五条の六第一項に規定

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

入六宮 区十城 六県 加第	名加入区 称の
のの若の川同宮で入共に業百城平 区宮宮う支組城告区済基災十県成 域、、ち所合県示のにづ害八告十 合原滝のの漁さ設係く補号示九 羽、浜地志業れ定る漁償(第年 沢津、区津協た)加業法漁三宮	区域
二令 十 十 六 日 日 一 月 月	届出年月日
佐々六十五十二年 原六十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	発起人の住所及び氏名
等す条三令和法漁 養るの 受 等すの の 会 で に の の の 第 で の の の の の の の の の の の の の の の	養殖業の種類
四 人	養殖業者数

## ○宮城県告示第七十六号

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、 において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。 以下「法」という。)第百二十五条の六第三項 法第百二十五条の六第一項に規定

令和六年二月十三日

する要件に適合するものと認める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

七十加入   城県告示第三   二宮城県第   平成十九年宮   令	4 和
二十六日	届出年月日
西入四十八-三本吉郡南三陸町戸倉字	j
法施行令(昭	多多
	養殖業者

X の門辺の川同宮で入共に業育 区内、う支組城告区済基等十 域、上方所合県示のにご書八 長沢ちのの漁さ設係く補号 須前水地志業れ定る漁賞( 賀、戸区津協た)加業法漁

菅原 博文 西入四十八番地一 本吉郡南三陸町戸倉字

## ○宮城県告示第七十七号

法第十七条第一項の規定により、 規定により、 都市計画法 仙塩広域都市計画を変更しようとするので、 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の 当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する 同法第二十一条第二項において準用する同

ことができる。 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

令和六年二月十三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画を変更しようとする土地の区域

仙塩広域都市計画区域

 $\equiv$ 縦覧場所

画課)、 整課)、七ヶ浜町役場 建設部まちづくり・建築課)、名取市役所 **入衡村役場** 宮城県庁 (土木部都市計画課)、 岩沼市役所 (都市建設課) (建設部都市計画課)、 (建設課)、 利府町役場(都市開発部都市整備課)、大和町役場(都市建設課)、 仙台市役所(都市整備局計画部都市計画課)、 (建設部都市計画課)、多賀城市役所 富谷市役所 (建設部都市計画課)、松島町役場(企画調 (都市産業部都市計 塩竈市役所(産業

四 縦覧期間

令和六年二月十三日から令和六年二月二十七日まで

Ŧī. 注意事項

○宮城県告示第七十八号 意見書には、 氏名及び住所 (法人にあっては、 名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。 名

称

所

在

薬局

城 県 公 Ŧî. 四 縦覧場所 縦覧期間 宮城県庁(土木部都市計画課)、富谷市役所(建設部都市計画課)

規定により、 ことができる。 法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する 仙塩広域都市計画を変更しようとするので、 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の 同法第二十一条第二項において準用する同

都市計画の種類

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和六年二月十三日

仙塩広域都市計画区域区分

都市計画を変更しようとする土地の区域

 $\vec{=}$ 

1

市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

富谷市 日渡の一部

令和六年二月十三日から同年二月二十七日まで

注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

#### 告

公

定したので、同法第六十九条の規定により公告する。 五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指 〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

指 定 年 月

日

遠田郡美里町北浦字船入二-三一〇 令和六年] 月 日

みさとまち調剤薬局

訪問看護事業者等

名 称 旦理郡山元町髙瀬字合戦原五四番地二 所 在 地 令和六年 指 定 月 年 日 月

 $\mathbb{H}$ 

ションやまもと訪問看護ステー